



『薬物依存症』とは…

現代社会において、依存性薬物は、インターネットなどを通じて、簡単に入手できてしまうようになり、驚くほど身近に危険な薬物が出回っています。

「薬物依存症」とは、依存性のある薬物を使い続けているうちに依存状態になり、薬物をやめられなくなってしまう病気です。

■主な依存性薬物

覚せい剤、大麻、コカイン、MDMA、シンナー、危険ドラッグなどがあります。

■依存性のある薬物から体に及ぼす影響

依存性のある薬物は、たった一度の使用であっても全身にとっても大きな影響を与えます。使用する薬物によって症状は異なりますが、脳、気管支、肺、心臓、目、内臓、生殖器などに影響します。

■依存性があり、自分の意思でやめられなくなります

依存性のある薬物を使い続けているうちに、身体依存（薬物をやめると不快感が出たり苦しくなる）や精神依存（薬物がほしいという強い欲

求がでる）状態になり、薬物の使用をやめられなくなってしまういます。

薬物を断ち切ったと思っても、ストレスや飲酒などをきっかけに幻覚や妄想がフラッシュバックすることがあります。

Q 薬物をすすめられたらどう対処すればいいですか？

A きっぱり「いやだ」と言いましょう。使用した後に起こる恐ろしい結果を思い浮かべ、最初に「NO」ということが大切です。きっぱり断る、逃げる勇気を持ちましょう。

■「薬物依存症」による問題でご家族が悩まれている場合、相談機関に相談してみませんか

「薬物依存症」は、本人の意思ではやめることができない「病気」として捉えることが必要です。依存状態になると、仕事や生活にも支障がでてきて、家族や周囲の人までも巻き込んでいきます。

依存症の人は、自分の問題を認めない傾向があるといわれ、家族などが良かれと思っ

- ▼相談機関
- ・長野県精神保健福祉センター
☎026・227・1810
- ・佐久保健事務所健康づくり支援課
☎0267・63・3164
- ・小諸市役所 健康づくり課

—ハンセン病にかかったことはありませんか？— ～補償金の申請手続期限（H28.3.31）が迫っています～

過去にハンセン病にかかったことがある方には、国から補償金（和解一時金）が支払われています。訴訟の手続きが必要ですので、余裕をもってご相談ください。（既に亡くなられた方、療養所に入所したことがない方も対象となります。）

◆相談窓口

（いずれかにご相談ください。）

- ・公益財団法人 沖縄県ゆうな協会
☎098-832-9528
- ・法律事務所
☎098-938-4381
- ・厚生労働省（難病対策課）
☎03-5253-1111 内線2369

※「ハンセン病の補償金について」とお伝えください。担当者が対応します。

ハンセン病について正しく理解し、偏見や差別をなくしましょう！

ハンセン病は、感染し発病することが極めて稀な病気です。優れた治療薬により完治します。元患者の方々の身体の変形は後遺症にすぎません。早期に治療すれば、身体に障害が残ることはほとんどありません。

